

制定 平成 24 年 9 月 26 日 原規総発第 120926003 号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会行政文書管理要領（原規総発第 120919005 号）の一部を以下の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は平成 24 年 9 月 26 日から施行する。

| 旧規程  | 新規程                        |
|--|----------------------------|
| 原子力規制委員会行政文書管理要領を次のように定める。   | 原子力規制委員会行政文書管理要領を次のように定める。 |
| 平成 24 年 9 月 19 日   | 平成 24 年 9 月 19 日           |
| 原子力規制委員会 公印  | 原子力規制委員会 公印                |
| 原子力規制委員会行政文書管理要領   | 原子力規制委員会行政文書管理要領           |
| 第一条から第二十三条 (略)   | 第一条から第二十三条 (略)             |
| <u>(決裁文書等の持ち回り)</u>  |                            |
| <u>第二十四条 決裁文書が緊急の処理を要するもの、秘密の取扱いを要するもの又は詳細な説明を要するものであるときは、起案者そのほかの当該決裁文書等に係る案件について説明する能力を有する職員が携行して決裁を受けることができる。</u> | (削除)                       |
| <u>2 前項の規定により持ち回りによる決裁を受ける場合には、第十九条第四項の規定による様式第十一の登録は省略することができる。</u>   |                            |
| <u>第二十五条から第四十六条 (略)</u>  | <u>第二十四条から第四十五条 (略)</u>    |
| 別表第一～別表第五 (略)  | 別表第一～別表第五 (略)              |